

# 一般事業主行動計画(女性活躍推進法)

性別にかかわらず多様な人材が活躍できる環境を整え、能力を最大限に発揮し、やりたいことへチャレンジできるようにするため、行動計画を策定する。

期間	2024年1月1日~2027年3月31日までの3年間+3か月	
目標	■ マネジャーに占める女性従業員の比率 15%以上	■ 男性育児休業の取得率 80%以上、かつ、14日以上取得が50%以上
対策	<p>① 人事制度の改定と運用、適正な労務管理の実施および働き方改革を通じて、多様な人材が働きがいをもって活躍できる環境を整備し、性別等の属性にかかわらず従業員のキャリア開発を支援する</p> <p>② 従業員を対象に、キャリア開発支援に関する研修機会を設定する</p>	<p>① 動画配信や社内ツールなどを用いて、制度に関する周知を行うことで、男性育休取得に対する全社の理解向上と活用促進を行う</p>